

第2 砂防指定地内行為許可申請等の概要

1 砂防指定地内行為許可（新規）

砂防指定地において、制限された行為（許可を要する行為）を行おうとする者は、あらかじめ申請書を知事に提出し、その許可を受けなければなりません。

(1) 提出書類

ア 砂防指定地内行為許可申請書（規則別記第1号様式）

イ 添付図書（標準的なものですので、具体的な添付図書は事例ごとに判断されます。）

(7) 地形図（位置図）

(i) 平面図

- ・ 現況平面図
- ・ 計画平面図

(ii) 断面図

- ・ 標準断面図
- ・ 計画横断面図
- ・ 計画縦断面図
- ・ 河川縦断面図

(エ) 行為の概要を示す書面（計画概要書）

(オ) 現況写真

(カ) 防災計画書（防災計画を示す書面）

(キ) 権原を示す書面

- ・ 土地登記簿謄本（登記事項証明書）、賃貸借契約書、使用承諾書、土地売買契約書等

(ク) その他知事が必要と認める書類

- ・ 商業登記簿謄本（申請者が法人の場合）
- ・ 公図（字限図、合成公図）
- ・ 地籍調書（隣接土地を含む。）
- ・ 地積測量図
- ・ 全体計画を示す書面
- ・ 工程表
- ・ 流域図
- ・ 切盛図
- ・ 防災計画図（調節池又は沈砂池等の平面図、縦横断面図及び構造図）
- ・ 構造物の詳細図
- ・ 工事期間中の防災計画図
- ・ 行為の進捗状況を示す図書（1年を超える許可期間の場合）
- ・ 各種設計計算書（水理計算書、構造物安定計算書、斜面安定計算書、数量計算書）
- ・ 利害関係人の同意書
- ・ 他の行政庁の許可、認可書（写し）

(2) 提出部数

正本1部、副本3部

(3) 提出先

京都府京都土木事務所施設保全室

(4) 許可期間

1年以内（ただし、治水上砂防のため支障がないと知事が認める場合は、3年以内）。

第3 砂防指定地内行為許可申請書の作成要領

1 編冊方法

- (1) 砂防指定地行為許可申請書等に添付書類を添付の上、左綴じに編冊すること。
- (2) 図面には、種別、所在地、縮尺、方位及び図面番号を付して、図面袋（A4判）に収納すること。
- (3) 図面袋には、図面一覧表を貼付すること。

2 記載要領

添付書類		記載要領	
申請者	申請日	○申請年月日を記入すること。	
	個人	氏名又は名称	(法人の場合) ○代表取締役名、事務所所在地は商業登記簿謄本の記載と一致すること。 ○代表者印（法務局届出印）と社印を押印すること。 ○法人及びその役員が申請日前5年以内に砂防法関係で違反歴（執行罰及び刑罰）がないこと。 (個人の場合) ○記名押印（個人印）又は署名すること。 ○申請者個人が申請日前5年以内に砂防法関係で違反歴（執行罰及び刑罰）がないこと。
		法人	
		代表者氏名	
		住所	
		記名押印又は署名	
	違反歴		
申請書	1 行為の種類		○制限行為の場合は、条例第3条又は規則第3条第2項に規定する行為を具体的に記載すること。 ○砂防設備の占有の場合は、「○○堰堤の占有」等と記載すること。
	2 行為（占有）の目的		○行為（砂防設備の占有）の目的は、具体的に記載すること。
申請書	3 行為をしようとする土地の概要又は占有しようとする砂防設備の概要	ア 所在及び地番	○土地登記簿謄本の記載と一致すること。
		イ 地目及び面積	○土地登記簿謄本の記載と一致すること。
		ウ 土地の土性	○具体的に記載すること。
		エ 土地の傾斜	○行為地の地表勾配を記載すること。
		オ 土地の林況	○林況を記載すること。
		カ 河川溪流までの距離	○距離を記載すること。
		キ 施設又は工作物の有無及びこれらまでの距離	○行為地の近隣に施設等がある場合は、当該施設等までの距離を記載すること。

	4 施業方法		○直営か委託かの別を記載すること。 ○委託の場合は、契約書類を添付すること。
	5 行為（占用）期間（予定）		○期間は、原則として1年以内である。（治水上砂防のため支障がない場合は3年以内）
	6 必要な災害予防設備		○調節池、擁壁等の災害予防設備を設ける場合は、具体的に記載すること。
	7 原状回復工事の実施方法		○具体的に記載すること。
	8 行為完了後の土地の利用計画		○具体的に記載すること。
	9 当該土地に係る権利の種類		○行為地に係る権利（所有権、地上権、抵当権等）は、すべて記載すること。
添 付 書 類	地形図（位置図）		○縮尺は、1/25,000 又は 1/50,000 とすること。 ○行為箇所、区域を記入すること。
	平面図	現況平面図	○縮尺は、1/500 又は 1/1,000 とすること。 ○行為区域は赤色で表示すること。 ○行為地の流域、河川への流出経路、河川は青色で表示すること。 ○行為地周辺の道路、学校、人家、農地、農業用施設等の存在状況を記入すること。
		計画平面図	○縮尺は、1/500 又は 1/1,000 とすること。 ○行為地及び隣接地の地番界、地番を記入すること。 ○方位、側点、仮ベンチマークの位置を記入すること。 ○構造物の位置、寸法、名称を記入すること。 ○行為区域界（赤）、砂防指定地界（緑）を着色すること。 ○適宜凡例を記入すること。
	断面図	標準断面図	○縮尺は、1/100 とすること。 ○標準的な横断面図に切り盛りの基本的な計画を記入すること。 ○切土（黄）、盛土（緑）ごとに着色すること。 ○のり面工、小段排水工などを記入すること。 ○表土はぎ、段切り、すきとりなどを記入すること。
		計画横断面図	○縮尺は、1/100～1/500 とすること。 ○縦横同一縮尺とすること。 ○実測縦横断面図を基に計画された図面とすること。
		計画縦断面図	○行為区域界（赤）、砂防指定地界（緑）、切土（黄）、盛土（緑）ごとに着色すること。 ○のり面工、小段排水工などを記入すること。 ○表面はぎ、段切り、すきとりなどを記入すること。
		河川縦断面図	○縮尺は 1/100 とすること。 ○縦横同一縮尺とすること。 ○河川（谷筋）に沿って作成すること。 ○現地盤線、計画地盤線、構造物、防災施設、排水施設、のり面工等を記入すること。

添 付 書 類 が 必 要 と 認 め	行為の概要を示す書面 (計画概要書)	○計画の内容、経緯等を記載すること。 ○行為箇所周辺の河川の状況、地形、地質、周辺構造物及び周辺の土地利用状況等について記載すること。	
	現況写真	○行為地の全景を撮影すること。 ○流末排水路の接続予定箇所は撮影されているか。 ○溪流があれば、その状況を撮影し、流水の方向を記入すること。 ○隣接する公共物(道路等)の状況を撮影すること。 ○撮影位置、方向を平面図に記入すること。 ○複数年の認可期間を申請する場合は、各年の採取区域の計画線を全景写真に表示すること。	
	防災計画書 (防災計画を示す書面)	○防災計画の概要を示したものとすること。	
	権原を示す書面 ・土地登記簿謄本(登記事項証明書) ・賃貸借契約書 ・使用承諾書 ・土地売買契約書	○行為地全体の地番の登記簿謄本(申請前6月以内のもの)を添付すること。	
		○申請者と土地所有者が一致すること。	
		○申請者と土地所有者が不一致の場合は、土地売買契約書、土地賃貸借契約書又は土地使用に係る同意書等の写しを添付すること。	
		○申請地に抵当権等が設定されている場合は、抵当権者等の同意書の写しを添付すること。	
	知 事 が 必 要 と 認 め	商業登記簿謄本 (申請者が法人の場合)	○3箇月以内のものを添付すること。
		公図(字限図、合成公図)	○字限図、合成公図の添付、採取場の区域(赤)を着色すること。 ○砂防指定地の境界(緑)を着色すること。
		地籍調書(隣接土地を含む。)	○行為地及び隣接地の別に地番、地目、公簿面積、実測面積、土地所有者名・住所、抵当権等の有無について記載すること。
求積図		○行為地の地番ごとの地籍測量図を添付すること。	
全体計画を示す図書		○行為完了までの全体計画の概要を記載した書面及び全体計画図を添付すること。	
工程表		○工事(本工事、防災工事等)の工程は適切な計画とすること。	
流域図		○縮尺は、1/2,500程度とすること。 ○行為箇所、区域を記入すること。 ○基準点、流域界、流域面積、下流河川を記入すること。	

添 付 書 類 （ 規 則 第 4 条 第 1 項 第 6 号 ）	造成計画平面図	○縮尺は、1/500 とすること。 ○行為区域界（赤）、切土（黄）、盛土（緑）ごとに着色すること。	
	排水計画平面図	○適正尺度とすること。 ○行為区域の境界を明示すること。 ○排水施設の位置、種類、形状、寸法、勾配を記入すること。 ○水の流れの方向を記入すること。	
	防災施設計画図	○縮尺は、概ね 1/50～1/100 とすること。 ○防災施設（調節池又は沈砂池等）の平面図、縦横断面図、構造図を添付すること。 ○形状、寸法、材質、流入出方向を記入されているか。 ○流入出付近の構造を記入されているか。	
	構造図	○縮尺は、適正尺度とすること。 ○構造物の形状、寸法、材質を記入すること。 ○現地盤線、計画地盤線を記入すること。	
	工事期間中の防災計画図	○縮尺は、概ね 1/500 とすること。 ○平面図、横断面図に工事中の防災計画（仮設沈砂池等）を記入すること。	
	行為の進捗状況を示す図書 （1年を超える許可期間の場合）	○1年を超える許可期間の場合は、1年ごとに行為の進捗状況を示す図書を添付すること。	
	各 種 設 計 計 算 書	水理計算書	○基準点ごとの計画流量、施設の流下能力を記載すること。 ○調節池及び沈砂池の設計計算書を添付すること。 ○計算に使用した理論、公式の引用、文献、その計算過程等を記入すること。
		構造物安定計算書	○計算に使用した理論、公式の引用、文献、その計算過程等を記入すること。
		斜面安定計算書	○計算に使用した理論、公式の引用、文献、その計算過程等を記入すること。
		数量計算書	○切土量、盛土量、残土処分量について計算すること。
	利害関係人の同意書	○行為地の土地登記簿謄本の所有者と申請者が異なる場合に添付すること。 ○隣接土地所有者、抵当権者、地元区等の同意書を添付すること。	
	他の行政庁の許可、認可書 （写し）	○他の行政庁の許可書又は認可書の写しを添付すること。 ○他の行政庁に許認可を申請中である場合は、当該申請書の写しを添付すること。	